

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の 一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 一票の較差是正に関する規定（いわゆる「0増5減」）の削除

一票の較差是正に関する規定を削ること。

この修正の結果、本法律案は、定数削減及び民意が過度に集約されないようにするための臨時措置（全国比例・「連用制的」比例枠）に関する規定のみとなる。

二 その他

一に伴う題名の修正その他所要の規定整備を行うこと。